

(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)の概要①

資料

条例制定の趣旨

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献している。

本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、「(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を制定する。

条例制定の背景

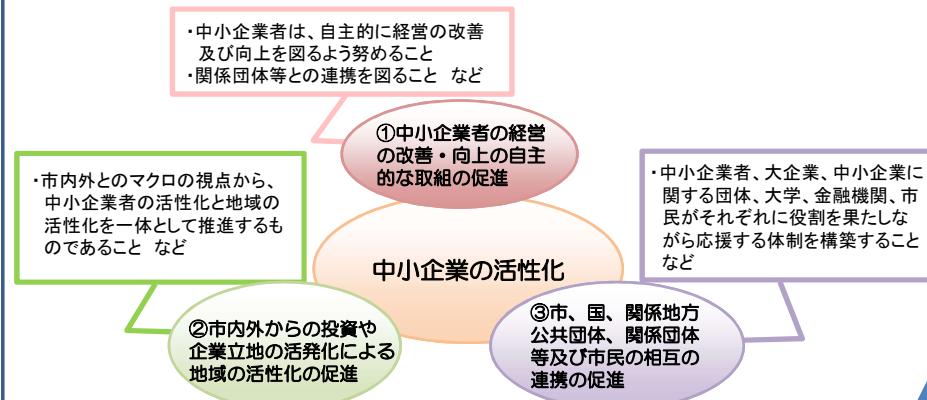
平成26年度に地元経済界の主要団体である川崎商工会議所が中心となって、川崎市における中小企業の活性化のための条例制定の要望に向けた検討会が自主的に設置され、経済関係団体や有識者などの意見を幅広く聞き取りながら、条例の在り方について要望書の取りまとめがなされた。

本市においては、この要望書の趣旨を踏まえ、庁内における検討を行い、平成27年度中に「(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の制定に向けた取組を推進してきた。

条例の特徴

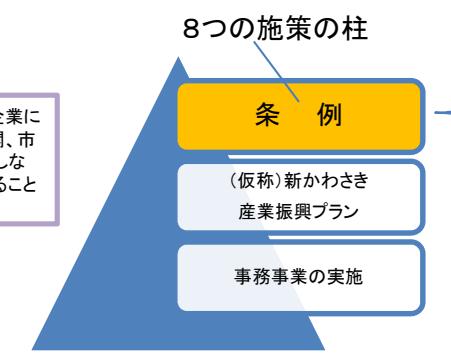
①経済界との連携

経済界との連携による中小企業活性化の取組の推進



②実効性のある施策の規定

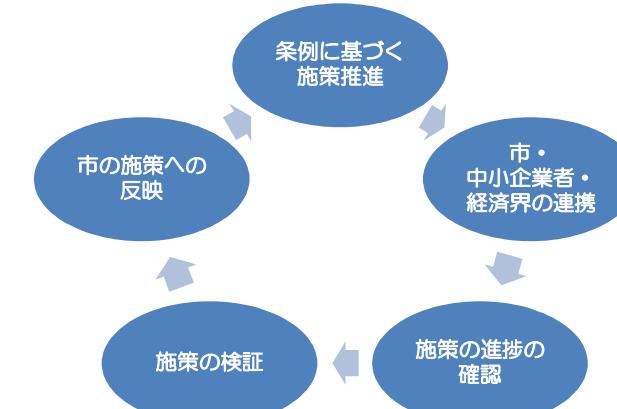
条例において施策の8つの柱を位置づけるとともに、「(仮称)新かわさき産業振興プラン」を実行計画として位置付け、中小企業活性化の取組を推進



- 創業等の促進
- 連携の促進
- 研究及び開発の支援
- 経営基盤の強化、小規模企業者の事情の考慮
- 人材の確保
- 地域の活性化の促進
- 海外市場の開拓等の促進
- 受注機会の増大

③持続的な施策の改善

中小企業活性化施策の好循環の仕組みづくり



条例案の規定の内容

前文

<前文の骨子>

本市の多様な産業の集積、本市に貢献してきた中小企業者、中小企業者を取り巻く厳しい環境、中小企業者の自主的な取組の促進と応援する環境づくりの重要性等を骨子とする。

(本市の多様な産業の集積)

・川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、多様な産業が集積する国際的な産業都市として発展してきたこと

(本市に貢献してきた中小企業者)

・これまで、川崎市の中小企業は、時代の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ね、市民生活を豊かにして、川崎市の発展に大きく貢献してきたこと

(中小企業者を取り巻く厳しい環境)

・一方で、川崎市の中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増しており、経済的・社会的環境の大きな変化に的確に対応するための絶え間ない創意工夫が求められていること

(中小企業者の自主的な取組の促進と応援する環境づくりの重要性)

・こうした状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業の自主的な取組、そして、その取組を促進するための環境づくりが重要である。さらには、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、川崎市の経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められていること

(条例が目指すこと)

・このような環境づくりと好循環の創出を、中小企業の活性化のための成長戦略として推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定すること

1

目的の規定／基本となる理念

■条例の目的

- ①中小企業の活性化に関し、基本理念を定めること
- ②市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにすること
- ③中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めること
- ④これらにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与すること

■基本となる理念

- ①中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること
- ②海外を含めた市外からの市内への投資や企業立地が活発化することにより、地域の活性化が促進されること
- ③市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること

■各主体の定義

- ①中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するもの
- ②大企業者…中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するもの
- ③大学等…学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するもの
- ④金融機関…銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するもの
- ⑤関係団体等…「中小企業に関する団体」及び②大企業者、③大学等、④金融機関
(例)川崎商工会議所、川崎市工業団体連合会、川崎市商店街連合会、
(公財)川崎市産業振興財団、地域経済の活性化を目的とするNPO法人等

(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(案)の概要②

2 各主体の責務・役割と連携について

■本市の責務

- ①中小企業の活性化に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し、実施すること
- ②国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施すること
- ③中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者及び市民等からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めること

■中小企業者の役割

- ①自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めること
- ②中小企業に関する団体に加入する等により連携に努めること
- ③市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること

■中小企業に関する団体の役割

- ①中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むこと
- ②自ら運営の状況を明らかにして、中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくる等により連携に努めること
- ③市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること

■大企業の役割

- ①市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること
- ②中小企業に関する団体に加入する等により連携に努めること

■大学等の役割

人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること

■金融機関の役割

中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、各中小企業者の事業内容に応じた適正な資金の貸付、経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めること

■市民の役割

中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めること

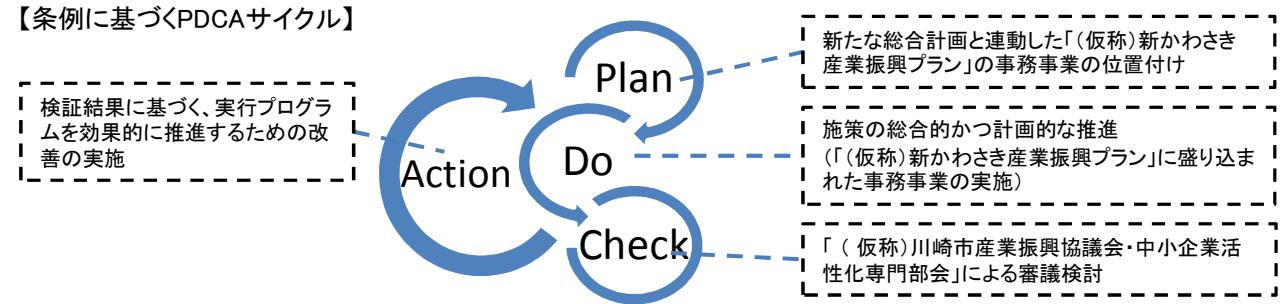
3 産業の振興に関する計画及びPDCA

■産業の振興に関する計画

中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、市長が別に策定する産業の振興に関する計画に以下の内容を盛り込むこと

- ①中小企業の活性化に関する総合的かつ長期的な目標及び基本方針
- ②中小企業の活性化に関する施策の基本的方向
- ③その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項

【条例に基づくPDCAサイクル】



4 本市の中小企業活性化施策の規定

■本市の中小企業活性化施策

| 項目 | 概要 | 想定施策 |
|-------------------------|---|---|
| 創業等の促進 | ・創業及び中小企業者の経営の革新等の取組を促進すること | ・創業しやすい環境の整備 ・中小企業者の経営の革新に関する情報の提供 ・中小企業者の技術の向上に関する支援 ・中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援 |
| 連携の促進 | ・中小企業における経営資源の有効な活用に資するため、企業者の保有する知的財産を中小企業者が活用することを促進すること | ・中小企業者と大企業者の交流の機会の提供 |
| 研究及び開発の支援 | ・企業者及び大学等が有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進すること | ・中小企業者と企業者との連携又は中小企業者と大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援 |
| 経営基盤の強化 小規模企業者の事情の考慮 | ・中小企業者の経営基盤を強化すること ・経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を考慮すること | ・経営資源の確保に関する相談 ・中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進 |
| 人材の確保 | ・事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、施策を行うこと | ・就業を希望する者の状況に応じた就業の支援 ・青少年の職業についての基礎的な知識、勤労を重んずる態度等を養うことに資する職業を体験する機会の提供 |
| 地域の活性化の促進 | ・地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、施策を行うこと | ・地域の特性を活かした新たな事業の創出の支援 ・市内への投資の促進 |
| 海外市場の開拓等の促進 | ・中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進すること | ・海外市場の開拓等に資する情報の提供及び相談 |
| 受注機会等の増大 | ・工事の発注、物品及び役務の調達に当たって、中小企業者の受注の機会の増大の取組に努めること ・中小企業者の社会貢献の取組の状況の斟酌に努めること ・指定管理者の選定に当たって、中小企業者の参入の機会の増大の取組に努めること | ・工事の発注、物品及び役務の調達において、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行に留意しつつ、工事の発注等の対象の適切な分離・分割 |

5 その他

■調査・研究の実施

中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うこと

■施策の検証

中小企業の活性化に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させること

■実施状況の公表

毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表すること

■財政措置

中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずること